

川湯温泉デザイン会議

開催日時：2025 年 1 月 31 日（金）13：30～

開催場所：川湯ふるさと館

[1]川湯テラスについて]

[資料] テラス広場の検討

1「川湯テラス芝生広場・旧橋屋の計画について

- ・現状の課題解決にむけて、芝生広場、旧橋屋は早期に計画を進める。
 - 旧橋屋リノベ利用についての課題やスケジュール等の共有
- ・地元事業者ヒアリングを行い将来展望等を確認。
 - 事業者ヒアリングの上、旧橋屋の調査・リノベーション計画は今年度より実施予定。

【機能配置案】



〈川湯テラスの今後のスケジュール案〉

- ・1/31 全体会議：方向性確認
- ・2/4(火)～6(木)：街制作室によるテラス部会(料飲店組合、旅館組合事業者)への個別ヒアリング→専門家へ共有
- ・2/13 検討会議：事業者ヒアリング内容の確認→2/19 調整会議：環境省・弟子屈町確認
 - 2/25 全体会議・WG：方向性決定、テラス部会との確認作業
- ・3/16 検討会議：イメージ(模型等)の確認→(日程調整中) 調整会議：環境省・弟子屈町確認
 - 3/19 全体会議・デザイン会議：テラス部会・WG 参加者との確認作業

【出席者からのコメント】

- ・旧橋屋内は小規模区画用だと思うが、他敷地にて中～大規模店舗の受け入れスペース(食材メーカーのコンセプトショップ等)を用意してはどうか。
- ・公共整備であれば旧橋屋はコワーキングスペース等を入れて、街のシェアスペースにすべきでは。
- ・マスタープランが具現化する中で変更も生じてきているため、各パーツの落とし込みが必要。
 - ⇒マスタープランのアップデートが必要。
- ・公共空間の各エリアに合った夜間景観照明も検討すべき。
- ・旧橋屋等へ新たな民間投資を呼び込むためには、星野界など新しく出来るホテルとの連動がないと難しいのではないか。
 - ⇒界ブランドは基本1泊2日ではあるが、界テシカガは連泊プランも考えており、その際に1泊は界で、2泊目は外で食べてもらえるような(外の飲食店の予約も出来る)プランも考えている。
- ・川湯テラスは住民の生活に直結しており、住民への情報共有が必要。

[2)景観ガイドラインについて]

1_ 1/18,19 住民説明会での意見、対応方針について。

〈①自動販売機について(ガイドライン P23)〉

- ・設置位置の規制や明るさの数値による制限が必要ではないか。

〈対応案〉

- ・設置場所：現状はセットバック部分への設置不可としているが公共空間へ面した設置は可能。
公共空間への露出を避けるため「公共空間から見える場所には設置しない」事を記載するか検討。→公共空間から見えない事によって街歩き回遊客へのサービスが出来なくなる事が懸念される。
- ・明るさ：「照度の抑制や、人感センサー、タイマー制御により」照明装置の明るさや時間は必要最小限とし〜の「 」を追記。
※コカコーラ社へ確認し、「 」内の制御は可能との返答。

自動販売機の設置場所

元々は、夜間景観のルールを作っている中で公共空間に光が漏れるのが問題だった。

明るさの対策が出来るのなら、問題ないのではないか。

地元の皆さんの意見を確認し、最終決定でよいのでは。

⇒色や光のルールを作ることはあるが、設置しないという景観ルールは他地域でもほぼない。

〈②セットバック及び植樹について P12~13〉

[資料] セットバック規制分布

セットバックは個人商店にまで適用する必要があるか。賑わいを作るのに植樹が必要か。

樹木や照明は誰が管理するのか。

〈対応案〉

※間口 15m 以上(SB4m)、40m 以上(SB6m)敷地は、町有地や中・大型施設の進出が見込まれ、景観形成のためにセットバック+植樹が必須であることから現行案を維持。

個人商店や民家が多く含まれる間口 15m 以下を対象に対処案を検討する。

案①：間口 15m 未満のセットバックを 2m→1m へ変更

- ・被地緑化は行いが植樹対象面積に満たないため、樹木の管理が発生しない。
- ・セットバック(50%以内)の利用方法は他と同様(ベンチ、プランター等)なため、まちの賑わいづくりに資するファサードとなる。

案②：間口 15m 未満のセットバック空間への植樹は推奨とする。(セットバック 2m は維持)

- ・まちづくりに共感し植樹を行う事業者に対して町から樹木を提供する。初期投資が軽くなる事で、景観づくりへ参加がしやすくなる。
- ・植樹を行わない敷地も、セットバック(50%以内)の利用方法は他と同様(ベンチ、プランター等)なため、まちの賑わいづくりに資するファサードとなる。

案③：現行案を維持する。

- ・まちづくりに共感し植樹を行う事業者に対して町から樹木を提供する。初期投資が軽くなる事で、景観づくりへ参加がしやすくなる。
- ・民地の維持管理は基本的に所有者が行うが、維持に関するサポート体制を構築する。

※案①②については、今後のエリア内道路再編時に公共空間にて植樹による景観形成を計画する。住宅や小規模店舗の建替えは長期スパンで行われるため、公共空間を使う事によりスピーディーに景観作りが進むと考える。

【出席者からのコメント】

環境省

- ・一番重い住民からの意見だと感じている。公共空間での緑化マップを作り、公共空間でどの程度「森の温泉街」が形成されるのか把握した上で民間敷地への植樹を検討した方が良いのではないかと考える。
- ・セットバックにより自らの土地の利用制限される事が問題となっており、住民に対する丁寧な説明が必要だと考える。
- ・管理体制について、景観ガイドラインの窓口は一元的には環境省で行う。

専門家

- ・上記案の中では案③がいいのでは。公共用地の中でも特に解体済みのホテル用地等の空き地へ先に植樹する事で、「森の温泉街」の骨格や将来像が見えてくるため、民地への植樹の理解も得られやすいのではないかと考える。
- ・セットバックは川湯エリアの景観を形成する上で必要である。また、その対象は個人か法人かで分けると煩雑になるため、一律とすべき。
- ・景観規制に対しては補助金など行政サポートがある事が一般的。
- ・今すぐに植樹を求めるのではなく、ホテル進出や公共敷地の開発など5～10年後に経済的な発展がある前提での説明が必要。
- ・景観ガイドラインのルールでは個人住宅等は1本程度の植樹である。その負担感も再度認識してもらうべき。
- ・植樹はさまざまな自治体でルール化が進んでおり、CO2削減等、地球環境に対してのアクションという一面もある。
- ・住民に対する丁寧な説明と段階的な整備が必要。
- ・昔から住んでいる住民の意見をないがしろにして進めるべきではない。
- ・民間に強いるよりも、道道や町道は公共の場でできる事を考えるべき。
- ・国立公園の中だという認識を強く持つ。木があるだけで森となるのか。「国立公園の中の温泉街」道道が環境省園地と温泉街を分断していると思うが、ただ木を埋めるだけではなく、どのように国立公園～人が住む場所への連続性を持たせるのか。道道の車両規制なども同時に考えるべきではないかと考える。

弟子屈町

- ・土地の所有者が維持するのが前提である。行政では個人の土地に手を加える事は出来ない。
- ・弟子屈町はゼロカーボンを目指しているため植樹は積極的に考えている。現時点で住民が合意しても将来的に役所に管理を求められる事が無いよう、丁寧に理解してもらう必要がある。
- ・現時点で景観ガイドラインづくりに対する補助金はない。
- ・道道に関しては、道道の無電柱化等について北海道庁との協議が可能となった。道道への植樹については町からの依頼を行う。

〈まとめ〉

- ・セットバックは、弟子屈町市街地(市街化区域)にはかけられている建ぺい・容積率が川湯集団施設地区にはかけられておらず、その代わりのルールとなるので推進する。
- ・植樹のボリュームの説明(0～1本程度)。

- ・公共敷地での緑のプロットマップの作成。
- ・植樹については、必要であれば公共サポートも検討。
- ・改めて住民へのヒアリング・説明を行う。

〈③夜間景観について(ガイドライン P32)〉

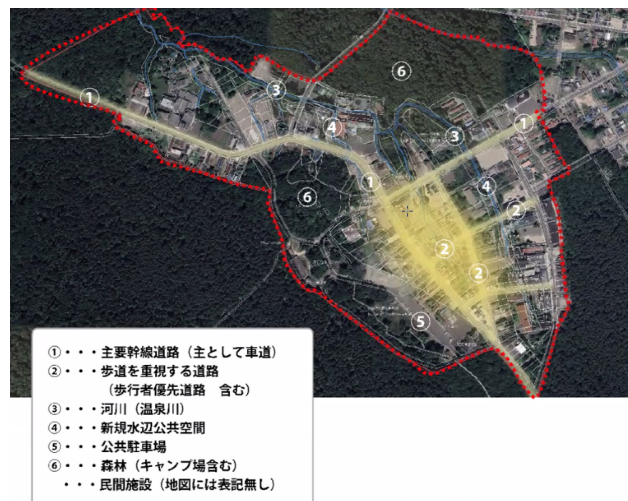
- ・樹木への上方配光を抑制すべき。樹木への影響があるのではないか。
- ・温泉街として賑わいや集客に繋げるためにも照明を抑制しすぎるのは受け入れられない。自然は大事だが温泉街なので、明るさにメリハリをつけて欲しい。

〈対応案〉

- ・根本的な考え方として、温泉街の賑わいと自然の両立を図るため、環境省園地などエリアの縁は明るさを抑制するが、温泉川沿いや飲食エリアは明るさによる安心感と賑わいの演出が行える余地を設ける。
- ・樹木への上方配光は 500lm とする事で制限基準を設け、3m の規制は削除。
→照明の明るさは一定に制限しながら、樹木の大きさによって照射高さをコントロール出来る。

【出席者からのコメント】

- ・黄色いエリアについて、現状の明るさをキープしていける（暗くなるわけではない）ということ
を景観ガイドランに示していく。



〈④その他〉

- ・様々な用語やルールがあり分かりにくい。相談窓口はどこになるのか？

〈対応案〉

- ・文言の分かりにくさ解消や言い回しの整合性を整え、専門用語は資料集として末尾に記載。
- ・申請方法や相談窓口はチェックシートを用いて分かりやすく記載。

2_ 今後の作成スケジュール

- ・2/25 全体会議にて完全版に近い形で確認。
- ・3月にマスタープラン推進協議会にて決済。
- ・概要版は完全版完成後に内容を反映し、3月中の完成を予定。
- ・景観ガイドライン完成後の管理計画への反映時期を検討。